

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (1)

## 解 題

前田美千代

### I 日本ブラジル国際シンポジウム 2023

日本とブラジルの法学分野における国際学術交流として 40 年以上の歴史がある「日本ブラジル国際シンポジウム」が<sup>1)</sup>、2023 年 11 月 9 日 (木) に慶應義塾大学・三田キャンパスで法学部と法務研究科の共催にて開催された。直近の開催は、2016 年 11 月であり<sup>2)</sup>、約 7 年ぶりであった。その間、2019 年までは個別講演会や比較法シンポジウム等が毎年開催されたが<sup>3)</sup>、その後のコロナ禍で対面の交流が大きく中断することとなった。今回の開催によって、コロナ禍を乗り越え対面イベントとして復活したことが証明され、ここに日本ブラジル国際シンポジウムの歴史と伝統を再び紡ぐことができたと言える。

本シンポジウムで特筆すべきこととして、堤林剣法学部長の厳粛かつユー

- 
- 1) 池田真朗「慶應義塾大学法学部・サンパウロ大学法学部交流史」特集『義塾とラテンアメリカ』「塾」2014 年 SUMMER (No.283) 参照。
  - 2) 2016 年 11 月に慶應義塾大学・三田キャンパスで開催された「日本ブラジル国際シンポジウム 2016」の概要と講演録については、法学研究 92 巻 7 号・8 号 (2019 年) [特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (一)、(二・完)] 参照。
  - 3) 2018 年 7 月から 10 月にかけて慶應義塾大学・三田キャンパスにてシリーズで開催された「比較法シンポジウム 2018」の概要と講演録については、法学研究 93 巻 4 号・5 号 (2020 年) [特集 シリーズ比較法シンポジウム 2018 (一)、(二・完)] 参照。

モラスな開会の辞に続き、オタヴィオ・エンヒッケ・ジラス・ガルシア・コルテス ブラジル大使によるご祝辞をいただいた。また、本シンポジウムからの新しい試みとして、新しい法分野の追加と他大学セッションの追加があった。日本ブラジル国際シンポジウムではお馴染みの法分野・テーマである消費者法と手続法に加えて、障害者・高齢者法と家族法を追加した。さらに、慶應・三田キャンパスの外へ出て、平成国際大学および広島大学にてエクステンション・セッションを開催した。こうしてブラジル法の様々な側面が日本の各地に届けられ、両国の研究者・実務家の探究心を刺激できたとすれば、企画者の一人としてこの上ない喜びである。

## II 登壇者の紹介

本シンポジウムは、前半の「消費者の集団的救済・手続法のIT化」と後半の「脆弱者の法的保護」の二部構成となり、それぞれに二つのパネルが入り、合計四つのパネルで講演と討論が行われた。

前半の「消費者の集団的救済・手続法のIT化」では、「消費者法パネル」と「手続法パネル」が行われた。「消費者法パネル」の講演者はパウラ・サルノ・ブラガ教授（バイア連邦大学法学部）で、講演タイトルは「消費者の権利の集団的救済」であった。同教授の専門は民事訴訟法で、各種専門雑誌の編集委員を務めるほか、手続法教授法チームや女性手続法プロジェクトにも参画している。LAGO & SARNO 法律事務所代表弁護士でもあり実務家としても活躍する。本パネルの討論者として、八田卓也教授（神戸大学大学院法学研究科）と前田が登壇し、また通訳は前田とともにダニエル・マシャド准教授（学習院大学法学部）が務めた。続いて、「手続法パネル」の講演者はアントニオ・カブラウ教授（リオデジャネイロ州立大学法学部）で、講演タイトルは「手続法のIT化——人工知能 AI、オンライン裁判所、ODR——」であった。同教授の専門も民事訴訟法で、リオデジャネイロ州立大学とミュンヘン大学のジョイント・ディグリー・プログラムにより法学博士の学位を取得した。ブラジル連邦検察庁検事として実務家の顔もありながら、国際訴

訟法学会 (IAPL) の副理事長を務めるなど国際的にも活躍し、マルチリンガルで様々な言語で論文を執筆し、多方面で広く知られるブラジルを代表する民事訴訟法研究者である。本パネルの討論者として、シンポジウムの共同企画者でもある工藤敏隆教授 (慶應義塾大学大学院法務研究科) とともに、アントニオ・ラゴ・ジュニオール教授 (バイーア連邦大学法学部)、ホベルト・カラペト講師 (名古屋大学大学院法学研究科) が登壇した。また通訳は、前田とともにホベルト・カラペト講師が務めた。

後半の「脆弱者の法的保護」では、「障害者・高齢者法パネル」と「家族法パネル」が行われた。「障害者・高齢者法パネル」の講演者はホブソン・ゴゼーニョ教授 (バイアーナ大学法学部) で、講演タイトルは「障害者・高齢者保護のための実体法と訴訟法」であった。同教授は民事訴訟法の中でも証拠法を専門とするとともに、リオデジャネイロ州検察庁検事として障害者・高齢者の集団的救済の実務に携わっている。本パネルの討論者として、樋口範雄教授 (武蔵野大学法学部)、山口詩帆専任講師 (平成国際大学法学部) およびエドゥアルド・メスキタ非常勤講師 (慶應義塾大学法学部) が登壇した。また通訳は、山口詩帆専任講師とエドゥアルド・メスキタ非常勤講師のほか、ダニエル・マシャド准教授が務めた。続いて、「家族法パネル」の講演者はアレシャンドリ・カマラ教授 (リオデジャネイロ州裁判官研修所 EMERJ およびジェットウリオ・ヴァルガス財団リオデジャネイロ FGV-RJ ロースクール) で、講演タイトルは「家事事件に関する司法手続の新基軸」であった。同教授も専門は民事訴訟法で、様々な関連学会の活動に携わっている。また、弁護士任官によりリオデジャネイロ州高等裁判所判事を務めている。本パネルの討論者としてダニエル・マシャド准教授が登壇するとともに通訳も務めた。

### Ⅲ エクステンション・セッション

今回のシンポジウムからの新たな企画として、三田キャンパスを出て、日本ブラジル国際シンポジウムの平成国際大学セッションと広島大学セッショ

ンが行われた。

埼玉県加須市の平成国際大学セッションは、三田でのシンポジウム翌日の11月10日(金)に行われた。講演者はホブソン・ゴザーニョ教授で、講演タイトルは「高齢者・障害者の個別的・集団的な裁判上・裁判外の保護における検察庁の役割」であった。討論者として、アントニオ・カブラウ教授、アレシャンドリ・カマラ教授が入り、通訳は山口詩帆専任講師と前田が務めた。このエクステンション・セッションの実現にあたり、ともに塾員の浅野和生副学長と石上泰州法学部長に多大なるご協力を賜るとともに、キャサリン・ジドニス教授をはじめ事務局からも温かい歓待を受けた。

広島大学セッションは、翌週の11月14日(火)に、広島大学東千田キャンパスにて行われた。講演者はアレシャンドリ・カマラ教授で、講演タイトルは「Current Topics on Brazilian Civil Procedure (ブラジル民事訴訟における最新トピックス)」であった。討論者は、田邊誠名誉教授(広島大学大学院人間社会科学研究科)、宮永文雄教授(同)および安永祐司准教授(同)で、通訳は工藤敏隆教授が務めた。詳細については、同講演録文末の工藤教授による監訳者付記を参照されたい。

#### IV おわりに

本シンポジウムは、慶應義塾大学(三田)、平成国際大学および広島大学の三会場を通じて、学部生、大学院生および一般から延べ200人の参加者となった。どの会場でも活発な議論が行われ、三田では終了予定時刻を2時間も超過する事態となった。

シンポジウムの開催にあたり、多くの協力や支援を受けた。これらがなければ実現は叶わなかった。前回に引き続き司会を担当した同僚の藪本将典法学部准教授と共同企画者の工藤敏隆教授、討論者や通訳者として登壇した科研費メンバー(工藤、八田、安永、マシャド、樋口(以上、敬称略)、代表前田)、ブラジル法の会メンバー(エドゥアルド・メスキタ、ホベルト・カラペト)、PRにご協力をいただいた大濱しのぶ教授(慶應義塾大学法学部)、芳賀雅顯

教授（慶應義塾大学大学院法務研究科）、活発な議論の立役者で、ともに手続法研究所の石渡哲名誉教授（防衛大学校）と出口雅久教授（立命館大学法学部）、ポルトガル語で歓迎のご挨拶をいただいた高田晴仁法務研究科委員長に心より感謝を申し上げたい。ブラジル大使のご来塾実現にあたっては、栗田政彦氏（ANBEC 日伯経済文化協会、塾員・サンパウロ三田会）にいつもの事ながら多大なるご尽力をいただいた。

三上威彦教授（武蔵野大学法学部）からは、閉会のご挨拶とともに、手続法研究所理事長として今回も渡航費等を含む多大なご支援を頂戴した。歴史上稀に見る急激な円安の只中で、規模を縮小しての開催もあり得た中、転じて多数の海外研究者の招聘を実現できたことは、ひとえにこれらのご支援のおかげである。ここに記して感謝申し上げる次第である。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 18K01224 および JSPS 科研費 22KK0014 の助成を受けたものである。